

原子力研究整備委員会要項新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前略)</p> <p>3 委員会は、次の職員で組織する。</p> <p>(1) 理学研究科長</p> <p>(2) 医学研究科長</p> <p>(3) 薬学研究科長</p> <p>(4) 工学研究科長</p> <p>(5) 農学研究科長</p> <p>(6) エネルギー科学研究科長</p> <p>(7) 化学研究所長</p> <p>(8) エネルギー理工学研究所長</p> <p>(9) 基礎物理学研究所長</p> <p>(10) 複合原子力科学研究所長</p> <p>(11) 医学部附属病院長</p> <p>(12) <u>環境安全保健機構附属放射性同位元素総合センター長</u></p> <p>(13) 京都大学環境安全保健機構規程（平成17年達示第6号）第12条第1項に規定する専門委員会の委員のうちから、環境安全保健機構長が指名する者 若干名</p> <p>(14) 教授若干名</p> <p>(15) 財務部長及び研究推進部長 職務上委員となる者のほかは、総長が委嘱するものとし、その任期は、2年とする。</p> <p>(後略)</p>	<p>3</p> <p>(1) } (2) } (3) } (4) } (5) } (同左) (6) } (7) } (8) } (9) } (10) } (11) }</p> <p>(12) (同左)</p> <p>(13) 教授 若干名</p> <p>(14) } (同左)</p> <p>附則 この要項は、令和4年4月1日から施行する。</p>